# 島根民医連奨学金貸与規定

島根県民主医療機関連合会(以下、島根民医連と称す)は、民医連綱領のもとで島根民医連の医療活動に貢献し、これを積極的に創造する医師の育成のために、この奨学金貸与規程を定める。

## 第一条 (目的)

島根民医連の事業と運動を担い医師免許取得後、島根民医連に入職する意志のある医学生(以下、奨学生と称す)への支援、勉学の要望に応えることを目的とする。

#### 第二条 (奨学生の義務)

- (1) 奨学生は、民医連綱領にもとづき、国民の生命と健康を守る医師となるべく、医学・医療の勉学に励み、また、民医連の諸活動に参加し、患者の立場に立った医療活動を実践的に学ぶことに努める。
- (2) 奨学生は、島根民医連及び全日本民医連、他県にあっては当該する県民医連の行う医系学生のための諸企画(医学生のつどい、医学生ゼミナールなど)に対して、その成功のために積極的に協力を行う。
- (3) 奨学生は、奨学生会議に出席しなければならない。医療をとりまく情勢や民 医連の医療・理念への理解を深め、奨学生相互の親睦と交流を図ることに努める。 奨学生会議は、1年に2回以上開催するものとする。
- (4) 奨学生は島根民医連から要請のある、病院実習及び医師面談等を受けるものとする。

#### 第三条 (奨学金の申請)

奨学金を希望するものは、この規程を承認し、下記の書類を島根民医連理事会に提出する。

- (1) 奨学金申請書
- (2) 在学証明書等

奨学金貸与決定通知書を受けた者は、別紙誓約書、連帯保証人の印鑑証明書を 島根民医連事務局に提出する。

保証人については島根民医連理事会の認める保証人の2名連署による借用証書を提出しなければならない。保証人は、貸与金の返済について全責任を負う。

#### 第四条 (奨学生の承認)

島根民医連理事会は、面接及び書類審査を経て支給の可否を決定する。決定は 文書で速やかに本人に通知するものとする。

#### 第五条 (奨学金の支給方法)

- ①奨学金の支給は島根民医連理事会の承認をもって開始する。但し、理事会が申請書記載の支給希望月以降に開催され、承認が遅れた場合、希望から遡り支給することができる。
- ②奨学金の支給方法は、銀行振込みとする。毎月、本人より振込依頼書の記載を受け、振り込みを行う。

## 第六条 (奨学金の支給額)

奨学金は下記から選択し、島根民医連理事会での承認を受け支給を開始する。

- ・奨学金貸与Aコース・・・月額10万円
- ・奨学金貸与Bコース・・・月額15万円

#### 第七条 (特別事情での奨学金貸与)

本規則による奨学生が休学・留年・国試浪人をした場合は1年間に限り貸与を 行うことができる。

#### 第八条 (奨学生の資格停止)

本規則による奨学生が自ら奨学生を辞退した場合、及び島根民医連理事会が奨学生としてふさわしくないと判断した場合、島根民医連奨学生資格及び、奨学金支給を停止する。

#### 第九条 (奨学金の返済)

第八条に該当する者は、貸付金総額とこれらの利息分 (総額の1%)を直ちに島根民医連理事会に一括返済しなければならない。但し、申し出により、やむを得ない事情が認められる際には、1年以内での分割返済を設けることができるものとする。

#### 第十条 (奨学金の返済免除)

奨学生が医師免許取得後、ただちに島根民医連に加盟する病院での初期研修を 開始し、下記の期間を勤務した場合、奨学金の返済を免除する。

- ・奨学金貸与Aコース・・・「奨学金支給期間と同期間」
- ・奨学金貸与Bコース・・・「奨学金支給期間の1.5倍の期間」

# 第十一条 (返済免除期間の猶予及び除外)

- ①奨学生と島根民医連理事会の合意に基づき、島根民医連加盟病院以外の病院で初期研修開始する際は、初期研修終了後ただちに島根民医連に帰任するものとする。上記の場合、初期研修期間は返済猶予期間とし、島根民医連帰任後より返済免除期間の開始とする。
- ②下記の休暇、休業を取得した場合、返済免除期間からは除外する。 産前産後休暇、育児休業、介護休業、傷病休暇等

#### 第十二条 (専門医取得研修期間の取り扱い)

島根民医連との合意・要請に基づき島根民医連加盟病院以外の病院で専門医研修を行った場合は返済免除期間とする。但し、他の場合は返済猶予期間とする。

#### 付則1.この規則は、1986年4月1日より施行する。

2. この規定にないことがらについては、県理事会が十分に論議したうえでその取り扱い方について決め、速やかに本人に通知し、本人の合意の上で実施する。

- 1986年 4月16日一部改定
- 1989年12月20日一部改定
- 2002年 6月13日一部改定
- 2003年11月13日一部改定
- 2010年 7月 8日一部改定
- 2011年 4月14日一部改定
- 2013年 8月 8日一部改定
- 2016年 2月12日一部改定
- 2019年 7月11日一部改訂

# 奨学金に関する誓約書

島根県民主医療機関連合会 会長 眞木 高之 殿

島根県民主医療機関連合会奨学金貸与規程により、奨学金の支給を受けることになりました。私は規程に定められた事項を遵守し、規程の趣旨に従うことはもちろん、全日本民医連綱領の主旨に則り、将来民医連の事業と運動の担い手にふさわしく、真剣に勉学に励むことを誓約します。

万一、規程に定める義務に違背した場合は、島根県民主医療機関連合会に何らご迷惑をかけないことを保証人連署で誓約します。

年 月 日	
本人氏名_	印
年 月 日	
第一保証人氏名_	印
住所_	
本人との関係_	
年 月 日	
第二保証人氏名	印
住所	
本人との関係	

- (注1) 第一保証人は、原則として三親等以内の親族とし、印鑑証明を添付するものとする。
- (注2) 第二保証人は、特別な事情がある場合を除き第一保証人と別世帯のものに限る。
- (注3) 連帯保証人は本契約上負担する一切の債務を限度額\_\_\_\_\_\_円の範囲内で連帯して保障する。(限度額は貸与総額とする。)

## 【契約変更の場合】

- ・第一・第二保証人ともに原則として前回契約時と同一人物とする。
- ・第一保証人の実印は前回契約時と同一であれば印鑑証明は不要。